

令和6年度別府市デジタル利活用研修委託業務の公告等に関する質問への回答

項番	資料名	頁	項目番号	質問内容	回答
1	仕様書	3	5(2)①	<p>市役所等でのデジタル利活用相談窓口の開始時期は9月から1月までの5ヶ月間の実施との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>実施時期については、9月から1月までの5カ月間に実施すると決まっているわけではありません。仕様書3ページ5(2)①に記載のとおり、契約締結日から令和7年3月末までの間で開催するものとし、詳細なスケジュールは委託者と協議のうえで決定します。</p> <p>なお、仕様書1ページ5(1)①に記載の【稼働スケジュール(例)】は実施時期の例として記載しているものであり、時期を指定するものではありません。</p> <p>実施期間については、5カ月間以上を想定しています。</p> <p>仕様書4ページ5(2)③に記載のとおり、少なくとも「(1) 公民館等でのデジタル利活用研修」の実施期間は、月に6時間以上(休憩時間を除く)開設すること、仕様書1ページ5(1)①に記載のとおり、「(1) 公民館等でのデジタル利活用研修」は5カ月間を想定することから、上記期間となります。</p> <p>なお、5カ月間に限定するものではなく、5カ月間以上の実施も可能です。</p>